

第 80 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた

ソフトバンク株式会社への追加質問及び回答

（「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく
検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する
規律の運用状況に関するヒアリング関係）

問 1 卸料金の適正性、予見性を高めるため、卸先事業者が求める（例えば、卸料金と、営業費や接続料との中長期的な関係性に関する）情報が、制度的に開示されることにより、卸先事業者にとってあるいは市場競争においてどのようなメリットが期待されると考えるか。

（佐藤構成員）

（ソフトバンク回答）

- 卸先事業者による卸料金の適正性の確認・予見性の向上に資する情報が卸元事業者から開示されることによる影響としては、卸料金交渉の深化及びその結果として卸料金の値下げや競争の促進による利用者利便の向上が見込まれます。また、卸料金の予見性の向上は光サービス卸を用いたサービスを行う事業者の安定的経営にひいては、利用者への安定的サービス提供に繋がるものと考えます。
 - なお、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT 東西殿」といいます。）の光サービス卸に関しては、FTTH 市場全体の約 6 割※を占め、市場支配力を有し、また接続との代替性が不十分と整理がされているなど、一般的な卸サービスとは状況が異なるため、接続料と一定程度連動した卸料金の見直し及び卸料金の適正性の確認に資する情報の開示や説明が必要と考えます。
 - 具体的には、当研究会第 80 回の当社説明（資料 80-4 P13～14）の通り、接続と卸の連動性に関する質問に対する NTT 東西殿の回答によれば、光サービス卸は「単年度のコスト変動に応じてリニアに変動させる性質のものではない」とされており、前年度からの接続料相当額の推移を示す接続料相当額指数のみでは卸料金の妥当性が判断できない状況のため、複数年度の接続料相当額の推移を踏まえた卸料金への影響や、卸料金と営業費や接続料との中長期的な関係性に関する情報が開示されるべきと考えます。
- ※ 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和 5 年度第 2 四半期（9 月末））

問2 NTT東日本・西日本より、卸先事業者の意見も踏まえて卸料金が東西同一であることについて議論を深めていきたいとの発言があったが、どのように考えるか。

(佐藤構成員)

(ソフトバンク回答)

○ 当研究会第80回の当社説明の通り、NTT東西殿でコスト構造が異なることや、ヤードスティック競争あるいは直接競争によるボトルネック独占力行使の防止等のNTT東西殿の再編時における本来目的の観点から、それぞれの原価に基づいた別料金とすべきと考えるため、NTT東西殿で同一料金であることの是非について議論をすべきと考えます。

なお、議論にあたっては、予め次の点を明らかにすべきと考えます。

- ・ 総務省殿においては、NTT東西殿再編時の経緯等を踏まえ、公正競争の観点から、NTT東西殿で同一料金とすることの是非についてのお考えをお示しいただくこと
- ・ NTT東西殿においては、卸料金を同一にしている理由及びその方法について明らかにすること

以上